

日医A会員が任意で加入する上乘せの保険制度です



日本医師会 医賠償特約保険

「2026年7月1日保険開始」分の加入受付および更新手続きが始まります

1. 開設者である医療法人が損害賠償請求を受けた場合の備えは大丈夫ですか？

- 自動付帯の日医医賠償保険は会員個人を対象としているため、法人に対して損害賠償請求を受けた場合、弁護士費用等を含め保険金が支払われない場合があります。
- 医賠償特約保険を付保すれば、開設者である医療法人に対して損害賠償請求がされた場合にも保険金支払の対象となります。

■ 日医医賠償特約保険 支払例 「医療法人（一人医師医療法人以外）」のみが損害賠償請求を受けたケース

支払例	事故の概要		保険金の支払	
	医療機関	法人立診療所（院長は日医A1会員、勤務医は非会員）	特約保険加入	1億5,900万円 (免責100万円を差し引いた額)
	内容	医療行為上の過失により重度の後遺障害が発生し医療法人のみが損害賠償請求を受けた	特約保険未加入	日医医賠償保険では、法人に対する損害賠償請求は対象となりません。
認定された損害賠償額	1億円6,000万円（支払限度額3億円） (将来にわたる介護費用、逸失利益、慰謝料など)			

※勤務医師個人のみを対象として損害賠償請求が行われた場合は、当該勤務医師個人を対象とする保険が必要となります。
 ※「一人医師医療法人」の場合は、法人宛請求でも個人立診療所に準じ日医医賠償保険で対応します。
 ※法人から日医A会員個人に対して損害賠償請求が行われた場合、その医師の責任割合部分を支払う場合があります。

2. 日医A会員以外の医師が起こした事故に対する開設者・管理者としての備えは大丈夫ですか？

- 日医医賠償保険は会員個人を対象としているため、会員医療機関で勤務する日医A会員以外の医師が起こした医療事故に対して、開設者・管理者である会員が損害賠償請求を受けた場合、日医A会員以外の医師の責任部分について保険金が支払われない場合があります。
- 日医医賠償特約保険では、日医A会員以外の医師の責任部分も含めて保険金支払の対象となります。

支払例	事故の概要		保険金の支払	
	医療機関	個人立診療所（開設者・院長は日医A1会員、勤務医は非会員）	特約保険加入	9,900万円 (免責100万円を差し引いた額)
	内容	勤務医の医療行為上の過失により開設者である会員が損害賠償請求を受けた	特約保険未加入	日医医賠償保険では、会員の開設者・管理者責任部分のみ対象（勤務医の責任部分はカットされます）
認定された損害賠償額	1億円（支払限度額3億円） (将来にわたる介護費用、逸失利益、慰謝料など)			

3. 高額賠償への備えは大丈夫ですか？

2020年4月1日の民法改正で法定利率が5%→3%に変更されたことで、損害賠償金が高額となる事案が増加しており、これまで以上に厚い補償が必要になってきています。

日医医賠償特約保険の支払限度額と掛金（1年間の掛金）

1. 支払限度額

日医医賠償保険と合算して

1 事故（同一医療行為につき） **3 億円**

保険期間中（年間） **9 億円**

（免責金額は1事故100万円）

2. 掛金（1年間）

①診療所・介護医療院（19名以下） **20,000円**

②A2会員 **20,000円**

③病院・介護医療院（20名以上）

掛金 = 12,400円 × 一般・療養病床の許可病床数または定員 **- 40,000円**

保険期間 **2026年7月1日から1年間**

加入手続 **新規加入をご希望の場合は、2026年5月29日(金)までにご所属の都道府県医師会（一部地域は郡市区医師会）へ加入依頼書をWebで送信or提出**

Webでのご加入を希望される場合は、右記QRコードから日本医師会の会員IDとパスワードを使って加入依頼書作成サイトにアクセスください。ご不明の場合は日本医師会会員情報室（TEL 03-3946-2121）にお問い合わせください。



お問い合わせ先 **日本医師会（医賠償対策課）**

☎ 03-3942-6136（平日9:30~17:30）

✉ ibaiseki@po.med.or.jp